⑵　大規模生息地の保護区
猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。
⑶　集団渡来地の保護区
渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。
⑷　集団繁殖地の保護区
保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。
⑸　希少鳥獣生息地の保護区
保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。
⑹　生息地回廊の保護区
保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。
⑺　身近な鳥獣生息地の保護区
鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

5　特別保護指定区域
集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努めるものとする。
なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図るものとする。

6　休猟区の指定
休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討するものとする。
休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。
また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。
なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

7　鳥獣保護区の整備等
⑴　管理施設、利用施設の整備
鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。
①　管理施設の整備
鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備するものとする。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努めるものとする。
②　利用施設の整備
鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。
⑵　保全事業の実施
鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。
なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載することとする。
①　各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方
②　鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）
また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。）に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。

1　鳥獣の人工増殖
⑴　希少鳥獣等
Ⅰ第二―1⑴に定める希少鳥獣等及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて人工増殖に努めるものとする。
⑵　狩猟鳥獣
狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする。この場合、下記の点に配慮するものとする。
①　都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
②　近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。
③　人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2　放鳥獣等
⑴　狩猟鳥獣
①　鳥類
1)　基本的考え方
狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要な個体を放鳥できるものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。
2)　放鳥の取扱い
ア　放鳥する鳥類の種類及び数量
放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。